令和元年度 啓発学習事業 第1回法律講座

事業報告書

【女性のための「離婚」に関する法律の基礎】

日時	令和元年7月20日(土)14:00~16:00
目的	離婚に必要な法的手続きや財産分与・養育費・面会交流等の権利義務といった離婚に関する正し
	い法律知識を学び、受講者の生活の幅広い選択肢を整え、自立に役立てることを目的とする。
対象	関心のある女性
講師	野崎 聖子 氏(うむやす法律会計事務所 弁護士)
会場	沖縄県男女共同参画センターているる3階 研修室1・2
定員	25名 〔申込者数 36名 〕
参加者数	32名(女性のみ)

①「離婚」の手続き

- ・裁判所外での離婚(当事者同士での話合いができる場合) 離婚協議をし、離婚協議書を作成または、公正証書、任意文書を作成し、協議成立後に離
- ・裁判所での離婚(当事者同士で話合いができない・しない場合)

離婚協議をし、調停申立書を作成後、調停での話合いが行なわれる。調停が成立した場合は、 調停調書(成立)で調停離婚となるが、調停が不成立の場合、離婚裁判となる。

離婚裁判の場合は判決後に裁判離婚となるか、和解し、和解離婚となる。(審判による離婚あり)

離婚に際して作成する主な書類

婚届けを提出し、協議離婚となる。

- ・離婚協議書(公正証書ではないもの)
- ・公正証書(公証人センター)で作成
- 調停調書/和解調書/判決、確定証明書(裁判所が作成)
- 離婚届 *どの手続きでも必要となる

講演

離婚時に取り決める主な事項

内容

財産分与/慰謝料/年金分割/親権、監護権(最近増加傾向)/養育費/面会交流

(概要) 別居期間中の問題

生活費の拠点/子連れでの別居が可能か、その後の親権・監護権に与える影響/別居中の生活費/裁判所での婚姻表の一般的な定め方(夫婦の経済力に応じて分担方法を決定)

②親権(未成年の子どもに対する養育者としての地位に伴う権利義務)

婚姻中は共同親権、離婚後は単独親権、別居すると監護者指定等。夫婦間の話合いで親権を 決定。決められない時には、調停、審判、裁判となる。

*裁判所の考え方として、子の利益を基準として考える

監護に関する意欲や能力、健康状態、居住、教育環境、経済的精神的家庭環境、子に対する 愛情、親族・友人らの援助の可能性、年齢、性別、兄弟姉妹関係、心身の発育状況、子の意 向(年齢による)これまでの環境への適応状況、環境変化への対応性。

*親権変更

従前の監護環境に大きな問題が無い限り、変更は現実的には困難(安易に親権変更はできない)

③養育費(夫婦の話し合いで決定、決定不可の場合は調停、審判)

基本形として、毎月一定金額を子が20歳になる月まで(成年年齢引下げ後も)当事者間で

令和元年度 啓発学習事業 第1回法律講座

合意ができれば、アレンジ形の定めも可能。

例えば、大学に進学した場合の授業料、その他の進学費用

裁判所は算定表を重視し、父母の収入基準を算定とする。

養育費の不払い問題として、万全の策はないが、母親の経済的自立が重要となる。

④面会交流(近年調停件数が増加傾向にある)

夫婦での話合いで決定、決定できない場合は調停、審判となる

定め方として、〇月〇日、〇時から〇時まで、宿泊を伴うか否か、送迎、不都合が生じた場合の代替え日、連絡手段。

*裁判所の考え方として、面会交流は子どもの利益でルール・マナーを守って積極的に。問題となるケース

虐待事案、連れ去り事案、配偶者に対する DV 事案、子ども自身が面会交流を拒絶している事案、再婚事案など。

⑤社会的資源の活用

裁判所に納める費用

弁護士費用(無料法律相談、法テラスの利用)

自治体等の制度を利用

6質疑応答

不貞行為の時効について/財産分与について/監護者指定と離婚調停の申立てのタイミング等、13件の質問があり、全てにアドバイスを行なった。

最後に、子どもの二面性は当たり前であること、子どもは母親を守ろうとする事などを事例 からお話しされ、子どもの気持ちを尊重することが重要であるとアドバイスした。

参加者 の声

- ・先生の最後の言葉、一緒にいる親が幸せじゃないと子どもは幸せになれない! すごく心に響きました。ありがとうございました。
- ・とても分かりやすく説得力のある講座でした。ありがとうございました。
- ・一夫婦の離婚紛争に巻き込まれている子どもにどう向き合って決断していくのか、を深く考えられました。(一部抜粋)

写真









主催等

沖縄県・(公財) おきなわ女性財団